

本補助事業は、補助金の受領委任払いをご利用いただけます。

◆通常払い

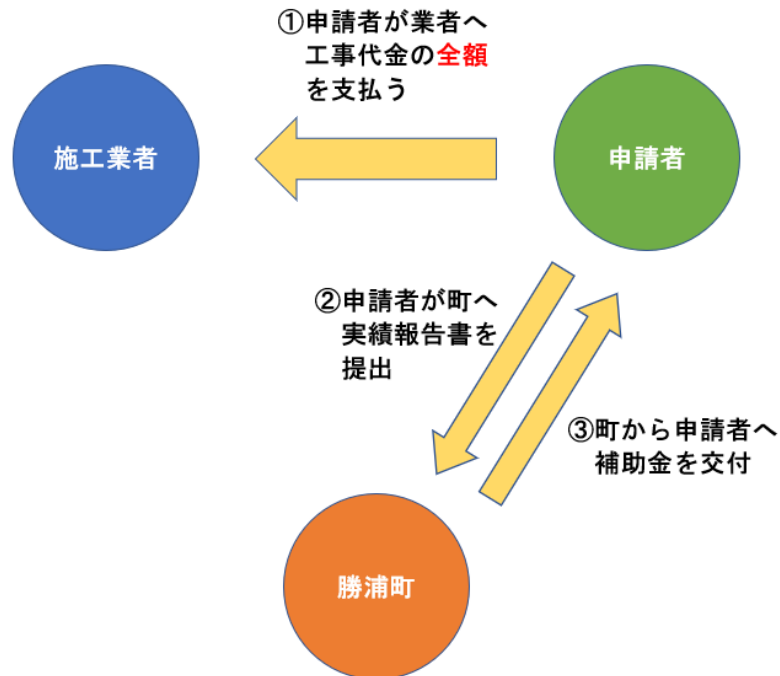
申請者は、工事代金の全額を施工業者へ支払い、その後、勝浦町から補助金が交付される。

◆受領委任払い

申請者は、工事代金のうち補助金額分を差し引いた額を施工業者へ支払い、その後、勝浦町から直接施工業者へ補助金が交付される。

※施工業者に受領委任払いにしたい旨を申し出て、了承を得ること。

<通常払い>



<受領委任払い>

